第６次益城町総合計画第３期基本計画策定支援業務委託仕様書

１　業務名

第６次益城町総合計画第３期基本計画策定支援業務

２　業務の目的

本町の行政運営の指針となる第６次益城町総合計画第２期基本計画（以下、「第２期計画」という。）が令和８年度をもって計画期間を終了することから、調整年度となる令和８年度に、同年度を初年度とする第６次益城町総合計画第３期基本計画（以下、「第３期計画」という。）を策定する。令和７年度は第３期計画の策定に向けた準備期間と位置付け、策定にあたって必要となる情報収集や関係機関等の意見聴取、分析等の作業を行い、骨子案の作成をゴールとする。令和８年度は審議会を開催し、第３期計画素案の作成、パブリックコメントの実施を経て、第３期計画の完成をゴールとする。

現時点では、第３期計画は、計画期間を令和８年度から令和１２年度の５年間とし、今回より地方版総合戦略である第３期益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）を包含した内容として策定することを予定している。

第３期計画の策定にあたっては、社会経済状況や本町の抱える課題、第２期計画の検証結果を踏まえるとともに、町長マニフェストや町民の町政に対する満足度等の意思の取り入れなど、膨大なデータの収集や多様かつ高度な分析等が必要である。そのため、効率的に本業務の策定作業を進めるにあたり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者に策定支援業務を委託するものである。

３　益城町総合計画の位置づけ、構成と期間、第３期計画策定にあたっての基本的な考え方等

（１）計画の位置付け

益城町総合計画は、町民と行政の共通の目標として、総合的・計画的にまちづくりを進めるうえでの根幹となる計画であり、様々な町の計画の中で最上位に位置づけられる計画である。

（２）計画の構成と期間

益城町総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の３層で構成されている。

①　基本構想

「まちづくりの基本理念」「まちの将来像」「まちづくりの基本方針」を定めた本町の施策の基本的な方向性を示す「まちづくりの公理」として策定されるもの。

なお、今回策定する第３期計画での変更は行わない。

②　基本計画

基本構想で描いた将来像を実現するための施策を具体化し、各分野での取り組むべき施策の基本方向と、それを実現するために各期に実施する主要な事業計画を示すもの。

また、各期終了時点で達成すべき成果目標を設定し、目標の達成状況を把握していく。

③ 実施計画（３年ローリング）

基本計画に掲げる施策や事業計画を実現するための主な事務事業を明らかにするもの。

④ 計画期間

第１期計画策定時より、「基本構想」については計画期間を定めていない。

また、「基本計画」は各期５年としているが、首長任期との整合を図るため、５年目は調整年度としている。

（３）第２期計画策定にあたっての基本的な考え方

第６次総合計画の「基本構想」については、第２期計画に引き続き、第３期計画においても継承する。

第３期計画については、第２期計画において達成できなかった課題等の検証を十分に行うとともに、本町が魅力的で活力があり、発展するまちを目指し、次の基本的な考え方に基づき策定する。

① 熊本地震からの復興に向けて残された課題に対し、どのような目標を掲げ、今後どのようなまちづくりを進めていくかの道筋を示す。また、熊本地震後に整備されたハード事業（整備中、計画段階のものも含む。）について、それらを利活用する町民の意向満足度を重視して、町民にとって愛着あるまちづくりを目指す。

② 「若者・子育て世代が『住みたい』『住み続けたい』と思うまち」を本計画期間中に目指すまちの姿とし、あらゆる政策分野において本視点を重視して策定する。

③ 協働のまちづくりを推進するため、町民意見を幅広く取り入れる。また、計画策定を全庁的な取組とし、実行性のある計画を策定する。

④ 前項までの内容について、町長が掲げたマニフェストとの連動性･整合性に配慮し、それぞれの目標が達成されるよう、施策を十分に検討する。

また町長マニフェストについては、優先的に取り組む事項（「優先プロジェクト」）として第３期計画に位置づける。

４　履行期間

契約締結の翌日から令和８年１２月１８日（金）まで

５　業務内容

第３期計画の策定作業を効率的に進めるため、概ね次の業務を行うものとする。

なお、業務内容は、第３期計画の策定に必要と思われる事項を示したものであり、受託者の企画提案又は益城町総合計画審議会等の結果により、内容の変更又は追加を求める場合がある。

【令和７年度業務】

（１）第２期計画実施状況の確認

・令和８年度に最終年度を迎える第２期計画の実施状況について確認し整理を行うこと。

・なお、整理にあたっては、令和６年度までに実施した総合計画検証アンケートの結果を活用して実施すること。また、必要に応じて各課ヒアリングを行うこと。

（２）統計資料等の整理

①個別計画の整理

・第２期計画策定後に策定された庁内の各種計画の内容について整理し、第３期計画に反映すべき内容を抽出すること。なお、整理する計画については委託者から提供する。

②統計資料の整理

・第２期計画に記載の統計資料について、時点更新すること。

・RESAS 等を用いながら、本町の現況を示すデータの収集・整理を行った上で、類似・近隣自治体等との比較を通じ、現況における本町の特徴を分析すること。

・資料については受託者が収集することを基本とし、町が保有する資料については、委託者から提供する。

③本町を取り巻く社会経済動向の整理

・本町を取り巻く社会経済環境について、現状及び今後の動向、本町においても対応すべき点・対応可能な点についての整理を行う。

（３）町民意見調査の実施及び分析

第３期基本計画に町民の意見を反映させるために、町民意見調査を行う。調査の詳細については受託者の提案に基づき調整のうえ決定するが、多様な背景を持つ人の意見を、それぞれの背景にあった方法で収集できるよう、複数の調査手法を組み合わせることも積極的に検討すること。なお、委託者が現時点で想定している手法は以下のとおり。

①調査対象の設定

・調査対象は町民全体とすること。

・多様な属性の意見を収集できるよう、調査対象の設定を行うこと。その中でも特に、子育て世代、町外からの転入者、次世代を担う年齢層（学生年齢層）、現在は町外に住みつつ本町との関わりを持ち続けている人、産業従事者（事業者、農業生産者）については、全体の意向を把握した方法とは別方法を組み合わせながら、より深く意向を調査すること。

②調査手法の検討

・町民の意見を幅広く、かつ深く収集するための手法を検討すること。

・一般的に、調査手法としては、アンケート調査（郵送式やインターネット式）、ワークショップ等が考えられる。

③調査項目の素案設計

・調査内容については、現在のまちづくりに対する関心度や満足度、本町が向かうべき将来像、本町において対応が必要な課題、今後のまちづくり施策に対する希望、まちづくりへの参加意向等を中心としながら、協議の上決定する。

④調査の実施・集計・分析

・上記①～③を踏まえ、協議の上決定した手法に基づき、調査の実施・集計・分析を行うこ

と。なお、調査の実施にあたっての委託者と受託者の間の役割分担については、協議の上決定する。
・分析結果を調査結果報告書としてとりまとめること。また、第３期計画骨子案に反映させること。

（４）関係団体等ヒアリング調査の支援
・関係団体等を対象としたヒアリング調査を行う。受託者は、委託者とともにヒアリング対象の選定やヒアリング項目を検討し、その支援を行うこと。具体的には、ヒアリングへの動向、議事メモの作成及び調査結果報告書として取りまとめること。また、第３期計画骨子案に反映させること。
・ヒアリング対象は 10 団体（人）を予定している。

（５）職員意見調査の実施及び分析
第３期基本計画に町民の意見を反映させるために、職員意見調査を行う。調査の詳細については受託者の提案に基づき調整のうえ決定するが、複数の調査手法を組み合わせることも積極的に検討すること。なお、委託者が現時点で想定している手法は以下のとおり。
①調査対象の設定
・調査対象は職員全体とすること。
②調査手法の検討
・職員の意見を幅広く、かつ深く収集するための手法を検討すること。複数の調査手法を組み合わせることも積極的に検討すること。
③調査項目の素案設計
・調査内容については、本町が向かうべき将来像、本町において対応が必要な課題等を中心としながら、協議の上決定する。
④調査の実施・集計・分析
・上記①～③を踏まえ、協議の上決定した手法に基づき、調査の実施・集計・分析を行うこと。なお、調査の実施にあたっての委託者と受託者の間の役割分担については、協議の上決定する。
・分析結果を調査結果報告書としてとりまとめること。また、第３期計画骨子案に反映させること。

（６）第３期計画骨子案の作成
・上記（１）～（５）の作業を踏まえ、第３期計画骨子案を作成すること。その際、総合戦略の内容を包含し、一体的なものとして作成すること。

【令和８年度業務】
（７）各種会議の運営支援
・第３期計画の策定にあたって、計画の内容について審議する外部有識者を含めた総合計画

策定審議会を５回程度、庁内の課長級で構成する総合計画策定委員会を５回程度する予定である。

・受託者は審議会等の運営にあたり、委託者と協議の上、必要な資料の作成や審議会等に出席し、必要に応じて資料の説明を行うこと。また、審議会等の議事録を作成すること。

（８）町長マニフェストを反映させるための整理

・令和８年４月実施予定の町長選挙を受け、最新の町長マニフェストを第３期計画に反映させるため、マニフェストにかかる町長の思いや考え方、将来的なビジョン、まちづくりの方向性、重点事業等の調査、整理を行うこと。

（９）第３期計画（素案）の策定支援

・前項までの実施業務を踏まえ、第３期計画（素案）の作成支援を行うこと。なお、第３期計画策定を全庁的な取組とし、策定後の実行管理を実施できるようにするため、成果指標の設定についても十分な検討がなされるよう支援するものとする。

（１０）パブリックコメントの実施支援

・第３期計画（素案）に関して、町が実施するパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行うこと。また、パブリックコメントで得られた意見を反映した第３期計画（案）の作成を支援する。

（１１）第３期計画（概要版）の作成

・第３期計画の概要を取りまとめた「第３期計画（概要版）」の作成を行うこと。

（１２）第３期計画のデザイン及び印刷

・本業務を通じて作成した第３期計画の本編及び概要版のデザインレイアウトを行い、印刷すること。なお、印刷部数については、「７　成果品」に示す部数とする。

（１３）プロモーション

・本業務を通じて作成した第３期計画を広く町民に理解いただくための方策を検討し、実施すること。

６　事業費限度額

１５，０００，０００ 円（消費税及び地方消費税含む）。

なお、令和８年３月末に中間金として最大７，０００千円を、契約終了時に完了金として最大８，０００千円を、それぞれ支払うものとする。

７　成果品

（１）町民意見調査報告書　１部

（２）職員意見調査報告書　１部
（３）町民と行政の協働による素案作成に向けた議論報告書　１部
（４）第３期計画
・本編　　Ａ４判、オールカラー、１２０頁程度、無線綴じ、５００部
・概要版　Ａ４判、オールカラー、８頁程度、中綴じ、１５，０００部
（５）業務実施報告書　１部
（６）上記（１）から（５）の電子データを収納した電子媒体　１部

８　その他

（１）個人情報保護

受託者は、個人情報保護法を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密をほかに漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

（２）業務情報保護

本業務により得られた成果品及び資料、情報等は町の許可なくほかに公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。

（３）打ち合わせ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は町と月１回以上打ち合わせ（策定支援に係る打ち合わせ等を含む。）を行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については受託者がその都度議事録を作成したうえで、町に提出すること。

（４）成果品

本業務による成果品の著作権は益城町に帰属するものとする。なお、成果品納品後に、受託者側の責による不備が発見された場合は、無償で速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

（５）その他

本仕様書に定めるもののほか、必要な事項が発生した場合は、その都度協議するものとする。